

社会福祉法人南魚沼福祉会

理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人南魚沼福祉会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事(以下「役員等」という。)及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等及び評議員には、勤務形態に応じ別表1の報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等及び評議員に対する報酬は、現金又は口座振込で支給する。

(報酬の支給日等)

第4条 役員等及び評議員に対する報酬の支給日等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常勤の役員等(概ね週5日間を勤務する者)の支給日は、当月28日とする。ただし2月の支給日は26日とする。
- (2) 非常勤の役員等(前号以外の者)及び評議員には、各年度3月末日までに支給する。
- (3) 年度途中で退任した役員等の報酬は、退任後1ヶ月以内に支払うものとする。

(報酬の日割計算)

第5条 報酬の額は、日割計算する。

2 前項の計算により1円未満の端数が生じたときには、四捨五入する。

(費用の弁償)

第6条 職務に従事したときの費用は、別表2により弁償する。ただし、常勤の役員等の費用は、社会福祉法人南魚沼福祉会職員旅費規程により弁償する。

2 毎月定期に開催される会議への参加の費用弁償は行わない。

3 開催案内又は招集に応じたときは、その用務の内容により必要な場合は、弁償できる。

(公表)

第7条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人南魚沼福祉会役員の報酬の支給に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人南魚沼福祉会役員の報酬の支給に関する規程は、廃止する。

(社会福祉法人南魚沼福祉会役員費用弁償に関する規程の廃止)

3 社会福祉法人南魚沼福祉会役員費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

勤務形態	報酬額
部長又は施設長を兼務する理事	南魚沼福祉社会職員賃金規程を適用する。
常勤の役員等	月額500,000円を上限
非常勤の役員等及び評議員	理事長 月額70,000円
	理事長以外 年額60,000円

別表 2

鉄道賃、船賃及び航空賃	車賃	日当	宿泊（1夜につき）	
			県外	県内
社会福祉法人南魚沼福祉社会職員旅費規程による。	1kmにつき 30円	10,000円 半日の場合は 半額	12,000円	10,000円
附記	1 特別の事情により本表により難しいときは、現に要した実費の範囲内で支給することができる。 2 車賃の計算については、社会福祉法人南魚沼福祉社会職員旅費規程を準用する。			